

保育の必要性の認定について

保育所等の利用を希望する方は、保育の必要性についての支給認定を受ける必要があります。

1. 支給認定区分について

保育必要性の有無	認定区分	児童の年齢	対象施設
保育の必要性なし 父母のどちらかが「保育の利用を必要とする理由」に当てはまらない場合。または、幼稚園などの利用を希望する場合。	1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	⊗幼稚園 ⊗認定こども園 (幼稚園部分)
保育の必要性あり 父母のいずれもが「保育の利用を必要とする理由」に当てはまる場合	2号認定 (保育標準時間認定・ 保育短時間認定)	満3歳以上	⊗保育園 ⊗認定こども園 (保育園部分)
	3号認定 (保育標準時間認定・ 保育短時間認定)	満3歳未満	⊗保育園 ⊗認定こども園 (保育園部分) ⊗小規模保育園

※児童の年齢は、令和8年4月1日時点の年齢です。

加茂市内の幼稚園は直接、幼稚園へ入園申し込みを行っていただきます。

<加茂市内の保育施設等の種類>

- ① 保育園
 - ・就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設
- ② 認定こども園
 - ・幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち地域の子育て支援も行う施設
- ③ 小規模保育事業
 - ・保育園より少人数（定員6～19人）の単位で、0～2歳の子どもを対象に、家庭的な雰囲気に近い環境のもと、きめ細かな保育を行う施設
 - ・卒園後の受け皿の役割を担う連携施設（幼稚園）が設定されています。

2. 保育標準時間と保育短時間について

上表の1～3号認定の区分の他に保育の必要性の認定については、保育標準時間と保育短時間の区分を設定します。

保育時間認定	保護者の就労時間(目安)	保育時間
保育標準時間	1か月120時間以上の就労 ○その他、上記に準ずる理由のある場合	通常の保育開始時間から11時間 例) 午前8時から午後7時まで※1
保育短時間	1か月48時間以上120時間未満 ○その他、上記に準ずる理由のある場合	通常の保育開始時間から8時間 例) 午前8時から午後4時まで※1

※1 保育園によって開所時間が異なる場合があります。

保育標準時間の認定に該当する勤務状況でも、祖父母の協力が得られるなど、ご希望がある場合は保育短時間での利用が可能です。

○保育短時間は、両親のどちらかがパートタイムの共働き世帯の場合などを対象にしています。

○保育標準時間は、両親ともフルタイムの共働き世帯の場合などを対象にしています。

また、家庭の事情により保育標準時間認定が必要な場合もこども未来課へご相談ください。

なお、保育の標準時間及び短時間は年度中でも変更が可能です。就労状況に変更があった場合等は保育園へご相談ください。ただし、変更の申請があった翌月からの適用となります。

3. 保育時間による保育料の違いについて

保育短時間と保育標準時間とでは保育料が変わります。保育料の差は別表の「加茂市保育料徴収基準額表」をご覧ください。